

タイトル	勾留理由開示制度の研究
著者	石田, 真紀子; Ishida, Makiko
引用	
発行日	2024-03-20

氏名・(本籍地) 石田 真紀子 (北海道)

学位の種類 博士 (法学)

学位記番号 博 (法) 甲第 10 号

学位授与の日付 令和 6 年 3 月 20 日

学位規則の条件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 勾留理由開示制度の研究

論文審査委員 主査 飯野 海彦

副査 神元 隆賢

副査 館田 晶子

## 論文内容の要旨

### 論文標題「勾留理由開示制度の研究」

#### 序章 はじめに

序章では、わが国における被疑者勾留の事後的抑制が身体拘束に対する事後的抑制として十分であるというために、わが国の勾留審査手続が対審的手続により実施される必要があるとの問題意識から、その手続的保障を補完し、被疑者の身体拘束に対する司法的抑制を期することを目的に、勾留理由開示請求制度のあるべき運用へ向けて解釈論的再考を試みると本論文の目的を述べる。

#### 第 1 章 日本国憲法 34 条と勾留理由開示制度

本章では、勾留理由開示制度の根拠規定たる憲法 34 条の制定趣旨及び新憲法下に制定された刑事訴訟法における勾留理由開示制度の立法段階での変遷過程を詳細に検討し、憲法 34 条後段と勾留理由開示制度をめぐる学説を概観する。そして、憲法 34 条が拘禁の際の保障規定として司法の自動的抑制を目的に制定されたこと、及びその保障を刑事訴訟法に具体化しようと試みた制度が勾留理由開示制度であると解釈することが可能であると主張する。

#### 第 2 章 日本の被疑者身体拘束の現状と勾留理由開示請求に関する調査

第 1 節では、勾留審査手続である勾留質問が、裁判官が検察官から送られた捜査記録を検討し、非公開の法廷で、弁護人の立会もなく被疑者の陳述を聴き、「司法的抑制の機能」の名の下、裁判官からの発問もなく勾留判断を行う（いわゆる対審構造でない“*ex parte*”（一方的な））ものであるという特殊性があり、果たして厳格性の要請を充たしているのかという疑問から、勾留審査手続は厳格に行われるだけでなく、弾劾主義的に運用を修正し、対審構造の下、長期身体拘束の可否判断を行うことが要請されると主張する。第 2

節では、わが国の逮捕と勾留に関する統計を調査し、逮捕直後及び勾留審査手続時の公的弁護人の援助を受けにくい現状や99%認容される勾留延長、そして直近で0.42%と非常に低い勾留理由開示請求を指摘する。第3節では、札幌弁護士会の協力の下、刑事事件を扱う弁護士313人を対象とした勾留理由開示請求に関する質問調査を実施し、「身体拘束からの解放に繋がる法律上の効果がない」「勾留理由開示請求をしても勾留取消請求の理由になるような開示が得られない」「費用対効果」等の勾留理由開示請求が活用されない理由を明らかにした。そして、統計には直接現れない殆どの弁護士は刑事専門でなく民事事件の処理に追われ、事務所も零細なところが多いという弁護士の業務形態からくる問題点を指摘し、「弁護士個人の努力に依存することなく国家の責任において、被疑者弁護に従事することが出来る弁護人体制の構築と、勾留理由開示における理由告知の際の証拠開示の必要性とを指摘する。

### 第3章 アメリカ合衆国における被疑者身体拘束の司法的抑制

本章は、アメリカ合衆国における McNabb-Mallory Rule 等を中心とした起訴前身体拘束に対する司法的抑制について検討を行っている。第1節は、逮捕を行った者は、逮捕状の有無に関わらず逮捕後「不必要な遅滞なく」被逮捕者をマジストレイトの面前に引致しなくてはならないという冒頭出頭 (initial appearance) を紹介し、第2節では、犯罪が行われたこと及び被逮捕者が罪を犯したと信じるに足る「相当な理由」があるかどうかを判断するための予備審問 (preliminary hearing) を紹介し、予備審問は検察官が大陪審や公判に回付 (bind over) する際、犯罪の存在と被逮捕者が罪を犯したと疑うに足る「相当な理由」を立証する前に、スクリーニングする機能、弁護人側への証拠開示の機会を与える機能、証人の弾劾、証拠保全等の機能を有することを指摘する。そして、合衆国においては、身柄を拘束された被疑者は、不必要な遅滞なく捜査機関を離れて司法のコントロール下に入り、対審手続である「予備審問」を通して身体拘束の正当性を確認する機会が保障されていることを明らかにする。

### 第4章 国際人権法における逮捕・拘禁の手続的保障と公正な裁判

本章は、国際人権法の観点からみた逮捕・拘禁の手続的保障及び公正な裁判を受ける権利について概観し、その概念及び国際的基準を確認したうえで、わが国の勾留決定審査、勾留理由開示制度の手続的保障について検討を行っている。第1節は、国際人権法における逮捕・拘禁の手続的保障に関わる種々の条約に言及し、それらが定める権利概念及び加盟国による履行手段について言及する。殊に自由権規約9条に3・4項の逮捕・拘禁に関する手続的保障について詳細に紹介し、自由権規約委員会の一般的意見から逮捕・拘禁の際の手続的保障の国際的基準を導き出し、逮捕・拘禁された者の速やかな裁判官面前への引致、裁判に付される者の拘禁は原則でなく、司法的コントロールの及ばない未決拘禁が例外であること、同条4項の裁判所が拘禁の適法性を遅滞なく判断し、拘禁が適法でない場合に釈放される権利は、原則として逮捕時から適用されるとともに、被疑者には速やかに弁護人と接見する機会が与えられるという手続的保障を含んでいると述べる。第2節は、

自由権規約委員会の一般的意見から、自由権規約 14 条の公平な裁判を受ける権利の概念と国際的基準とを導き出す。同 14 条の権利は同 9 条と並ぶ手続的保障の中心的原则であって、全ての者に保障される権利であり、14 条 1 項の総則的権利は司法の適正な執行を確保することを目的とすること、公正な裁判を保障するために武器対等の原則が重要な要素であり、被疑者・被告人には、14 条 3 項に定める具体的な権利が保障されているものの、それらの諸権利は「最低限の権利」であって、これらを遵守しても必ずしも 1 項の要求する審理の公正さの確保に十分とは限らないとし、そして、武器対等の原則としての具体的な権利として弁護人との接見交通権、公選弁護人を付される権利、証人对質権、そして防御の準備のための十分な時間と便益が確保される権利があり、最後の権利には証拠開示も含まれ、弁護人との秘密交通権保障が要請されると述べる。第 3 節は、前 2 節で明らかとなった国際人権法から見たわが国の勾留審査手続の逸脱を指摘し、自由権規約 9 条及び 14 条に規定されている基本的セーフガードの要請に対し、わが国が現行制度の正当性を根拠に国際的基準と乖離したままにその運用を継続することは、自由権規約の実効性を低減させるのみならず、国際慣習法である条約法条約に抵触する危険性を孕むと警鐘を鳴らす。第 3 節では、わが国において被疑者が逮捕後速やかに司法の管理下に置かれることなく捜査機関の管理の下長期間継続して勾留されること、被疑者に逮捕時からの（実質的な）弁護人依頼権や弁護人の取調べ立会権及び保釈の権利無くして勾留中継続して取調べが行われることについて自由権規約委員会から指摘と勧告が 30 年以上なされていることを指摘の上、わが国の勾留審査手続が国際的基準に準拠するためには、自由権規約 9 条 4 項の手続的保障及び 14 条 3 項の武器対等の原則の諸権利が重要視されるとする。

## 第 5 章 考察と提言

本章は、前 4 章における検討を踏まえ、わが国の被疑者勾留が抱える問題に対し、刑事訴訟において勾留理由開示請求がいかに位置づけられるべきかを考察し、被疑者勾留の司法的抑制の実質化を期するための勾留理由開示請求運用を検討している。第 1 節は、先ずわが国の被疑者勾留の問題点を挙げる。すなわち、代替収容制度（代用監獄）の下、捜査機関の管理下に置かれた勾留が長期に及ぶこと、長期勾留中に取調べが行われ、弁護人の立会いが認められていないこと、被疑者取調べの時間的制限も可視化も不十分であることを指摘する。翻って、アメリカ合衆国においては、McNabb-Mallory Rule のもと被疑者は直ちに裁判官の面前に引致される冒頭出頭制度があり、捜査機関ではなく裁判官の管理下に置かれ、弁護人依頼権、保釈の権利、拘禁理由を告げられる権利ないし予備審問の権利を有することを確認している。他方、わが国の勾留審査手続である勾留質問時に裁判官前へ引致された際、与えられる権利は黙秘権と弁護人依頼権のみであり、その後捜査機関の管理下での長い身体拘束が待ち受けているにも拘わらず、わが国の勾留審査手続の特殊性から司法的抑制が十分に機能しているとは言い難いことを指摘する。そして、第 1 章を振り返り、わが国の勾留理由開示制度は、公開の法廷で、対審的構造の下裁判官が陳述を聴き、証拠書類を調べ審理し、拘禁理由が無ければ被疑者は釈放されるという効果を伴うと

いう点で「予備審問」類似制度として立案されていたことを確認する。憲法 34 条は刑事訴訟法に「冒頭出頭」「予備審問」を想定していたものとの見解に立って、勾留決定に際し、勾留質問によって拘禁理由の告知がなされた後、勾留理由開示制度によって拘禁の根拠の正当な理由を公開法廷で示す予備審問的運用が、勾留審査手続の一環としてなされるべきと主張する。第 2 節では、勾留理由開示制度の予備審問的運用のための提言を行っている。勾留理由開示制度を予備審問的構成として運用するためには、勾留質問後、勾留が決定され弁護人が選任されたら直ちに勾留理由開示請求を行うこと、検察官の理由開示法廷への出席を要請すること、理由開示請求によって拘禁継続の理由がないことが判明した場合に裁判所が勾留を取消す、取消権をその効果としなければならないことを提言し、更に、勾留質問時に弁護人が立ち会って、被疑者の被疑事実などに対する陳述を補佐し、あるいは裁判官の発問及び事実の取調べを促す等の後見的な役割を担うべきとする。但し、現行法下、被疑者国選弁護人選任対象は勾留状が発せられた被疑者であり、逮捕後私選弁護人を選任できない被疑者は初回接見のみ無料の当番弁護士制度を頼るほかないこと等、現行法の解釈運用のみでは解決できない新たな立法課題にも言及している。

### 終章 おわりに

本章では、第 1 章から第 5 章までを振り返ったうえで、勾留理由開示制度を予備審問的に運用するには、理由開示法廷に臨む裁判官の柔軟な訴訟指揮及び、国家機関として強力な権限を有する捜査機関に比肩して稼働可能な弁護人体制等検討すべき課題の多いことを述べて論を閉じている。

## 論文審査結果の要旨

### 審査の経過と評価

1. 本論文の意義 わが国の勾留審査手続である勾留質問や勾留理由開示制度の問題及び、英米法の冒頭出頭や予備審問と憲法 34 条との関係に関しては、刑事訴訟法の各基本書や捜査、未決拘禁制度に関する論稿中「触れる」程度のものであり、被疑者勾留審査制度について正面より取り組んだ先行研究は大変古いものを除き、これまでほとんどなかったと言ってよい。つまり、勾留理由開示制度という課題に取り組み、論文を完成させたことをもって、著者が今後この分野の研究における第一人者となる、即ち博士学位相当であると言っても過言ではない。

わが国の刑事手続実務における保釈のない代用監獄（代替収容制度）における長期勾留、それを利用しての弁護人の立会もない取調べ等、そしてそれに起因する冤罪の発生の問題は、アムネスティ・インターナショナル、国際人権連盟等の国際人権団体から指摘・勧告が繰り返されているところである。しかしながら、本論文中でも指摘されている通り、

わが国の刑事実務はこれらの問題点を一向に改める気配はない。そこで、本論文の主張は、法改正をという立法論ではなく、勾留理由開示制度を解釈運用によって改善することで、理由なき拘禁から被疑者を開放し、副次的に派生する証拠開示等の恩恵により冤罪・誤判の防止に資するものである。また、かつて0.1%以下であった被疑者勾留却下率が、現行勾留審査手続の「運用」により5%弱まで上昇したことに鑑み、実務に受け入れられる可能性の大きな主張であると言え、今後、勾留審査手続のあり方に一石を投じる研究と言えるものである。

**2. 本論文の完成度** 本論文の執筆にあたっては、現行刑事訴訟法立法過程に関わる膨大な資料の収集及び検討、アメリカの起訴前拘禁制度に関する多数の文献資料の検討、そして、何よりもわが国の勾留審査に関して、実務に携わる弁護士への調査・分析と手間暇を惜しまない研究を行っていたものである。また、論文の主題である勾留理由開示制度の予備審問的運用に当たっての考えられうる問題点を一つ一つ「潰していく」丁寧な検討を行っている。

他方、口頭試問でも指摘があったように、第1章で勾留理由開示制度立法過程について論文の4割ほどを費やししながら、憲法34条に関わる学説を紹介しつつ、結局筆者はどの説を支持するのか結論がない、あるいは、立法論ではなく解釈運用の主張に留める（口頭試問では「大学院生故の遠慮」との回答）等、自説の展開に遠慮がみられるようである。また、比較法的考察にあたり、わが国の現行刑事訴訟法は、英米法化というよりアメリカ法化と言われるものの、紹介がアメリカ合衆国のみであり、他の英米法系の国々の制度や大陸法系の国における起訴前身柄拘束への言及が全くないため、比較法的研究としては「未完」と言われよう。

しかし、比較法的研究の対象に関しては、「今後の課題」として、著者のこの分野における研究発展の材料とも言え、これらの研究が進むにつれ、著者も自説の展開を自信をもって行えるようになると思われる。また、1で述べた本研究の意義は、これらの結果を補って余りあるものである。

**3. 評価** 以上、本論文は、若干未完と言える部分があるものの、表現上の問題は、博士論文としての出版時の校正で補完でき、博士論文としての水準に十分達しているものと評価できる。なお、2024年1月27日（土曜日）午前10時から10時55分まで3名の審査委員による口述審査試験を実施した。この試験において、学位申請者の意図していることが必ずしも十分に文章化されていない点、誤解を招きかねない表現を中心に、審査委員から質問や指摘が行われ、学位申請者はこれに対する適切な追加説明を行った。評価は「合格」。

## 学内の手続き

学位請求論文の審査は以下の通りです。

令和 5 年 12 月 2 日に博士学位請求論文が提出され、令和 5 年 12 月 14 日開催の法学研究科博士（後期）課程委員会（以下、「研究科委員会」という。）において審査委員会が設置された。審査委員会は、主査・飯野 海彦（教授）、副査・神元 隆賢（教授）、副査・館田 晶子（教授）の 3 名である。令和 6 年 1 月 27 日博士（法学）学位論文審査委員会において、審査委員出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項についての質疑応答を行った。その結果、審査委員により合格と判定された。